

令和8年度 町税等納期一覧表

期別 税目等	当初納税 通知書等 発送時期	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期
固定資産税	4月10日	4月30日	7月31日	9月30日	12月28日				
軽自動車税	5月中旬	6月1日							
町県民税	6月中旬	6月30日	8月31日	11月2日	2月1日				
国民健康 保険税	7月中旬	7月31日	8月31日	9月30日	11月2日	11月30日	12月28日	2月1日	3月1日
介護保険料	7月中旬	7月31日	8月31日	9月30日	11月2日	11月30日	12月28日	2月1日	3月1日
後期高齢者 医療保険料	7月中旬	7月31日	8月31日	9月30日	11月2日	11月30日	12月28日	2月1日	3月1日

各月末が納期となります。月末が土曜日、日曜日、祝日のときは、翌開庁日が納期です。
町県民税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料は普通徴収の納期限です。



危険ブロック塀の所有者・管理者 危険ブロック塀など対策事業補助金のお知らせ

企画空港政策課都市計画係 ☎77・3909

ブロック塀などの倒壊による被害を防止するため、危険なブロック塀などを撤去し、軽量フェンスなどに改修する際の費用の一部を補助します。

■対象となるブロック塀など

- ・芝山小学校の敷地からおおむね500m以内存在すること
- ・道路面からの高さが1.2m以上あり、高さが道路境界までの水平距離より高いこと
- ・道路に面していること
- ・町役場職員による事前調査で危険と判断されたもの
- ※前記の要件をすべて満たす必要があります。

■対象者

- ・ブロック塀などを管理又は所有している
- ・世帯全員に町税などの滞納がない
- ※販売目的での整地や解体を行う方は対象になりません。
- ※公共事業などの用地取得に伴う損失補償対象となる危険ブロック塀などの撤去を行う方は対象になりません。

■補助金額

- 危険ブロック塀などの撤去
次の①～③のうち最も少ない額を補助します。
- ①撤去費用×1/2
- ②撤去延長×1万円/m
- ③10万円
- 軽量フェンスなどの設置
次の①～③のうち最も少ない額を補助します。
- ①設置費用×1/2
- ②設置延長×1万円/m
- ③15万円

■注意事項

- ・補助金の交付が決定する前に契約または着工した場合は補助の対象外となります。
- ・総申込件数における金額が予算上限額に達した場合は受付を終了します。
- ・本記事の記載内容以外に各種要件がありますので、都市計画係にお問い合わせください。



リフォーム工事を希望する住宅の居住者 住宅リフォーム補助金制度

企画空港政策課都市計画係 ☎77・3909

住宅環境向上や既存住宅ストックの利活用促進とともに、地域経済の活性化と空き家対策の促進を図るため、リフォーム工事に掛かる費用の一部を補助します。

■対象となる工事

- ・町内の工事業者(本店・個人事業主)による税抜き10万円以上のリフォーム工事
- ※令和9年2月末日までに完了し、実績報告ができる工事が対象です。

■対象要件

- ・対象となる工事を実施する住宅に居住している(工事の実績報告までに居住予定の場合も含む)
- ・世帯全員が町税などを滞納していないこと
- ・補助を受ける住宅に、今後最低10年間居住する予定であること

■対象となる住宅

- ・自身の居住用または集合住宅(マンションなど)の場合
- ↓個人占有部分
- ・店舗などの併用住宅の場合
- ↓個人住宅部分
- ・補助金額
- ・通常リフォーム

- ・補助対象工事費(消費税除く)の10%に相当する額(上限40万円)
- ・空き家のリフォーム
- ・補助対象工事費(消費税除く)の15%に相当する額(上限60万円)
- 事前申し込み受付期間
4月1日(水)～5月15日(金)
- ※土日祝日除く
- 提出書類
- ・事前申込書
- ・リフォーム工事見積書の写し

■注意事項

- ・補助金の交付が決定する前に契約または着工した場合は補助対象になりません。
- ・事前申込件数における金額が予算上限額を超えた場合は抽選になります。
- ・対象となる工事や対象者には、本記事の記載内容以外に各種要件がありますので、詳しい内容は都市計画係にお問い合わせください。



旧耐震基準で建てられた木造住宅の居住者 住宅耐震診断・耐震改修補助

企画空港政策課都市計画係 ☎77・3909

旧耐震基準で建てられた木造住宅を対象に、耐震診断の補助と耐震性がないと判断された木造住宅の耐震改修に係る費用の一部を補助します。

■対象となる建築物

- ・芝山町内に現に存し、昭和56年5月31日以前に着工された木造一戸建て住宅と併用住宅部分
- ・建物の地上階数が2階以下である住宅
- ※延べ面積の1/2以上が居住部分であるものが対象です。

■対象者

- ・対象となる建築物に自ら居住し、所有している
- ・世帯全員に町税などの滞納がない

■補助金額

- 耐震診断
・診断費用の2/3に相当する額(上限8万円)
- 耐震改修
・設計費の1/3に相当する額(上限4万円)
- ・工事監理費の1/3に相当する額(上限6万円)

■注意事項

- ・補助金の交付が決定する前に契約または着工した場合は補助の対象外となります。
- ・総申込件数における金額が予算上限額に達した場合は受付を終了します。
- ・対象となる住宅や対象者には、本記事の記載内容以外に各種要件がありますので、詳しい内容は都市計画係にお問い合わせください。

